

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	滋賀県	執行機関名 豊郷町長
3. 市区町村名	豊郷町	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.toyosato.shiga.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=1339	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	豊郷町福祉医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 豊郷町福祉医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第25号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	豊郷町福祉医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児、重度心身障害者(児)、母子家庭の母等及び児童、父子家庭の父等及び児童、 <u>一人暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦</u> の医療費の一部を助成することにより、 <u>これらの者の保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊郷町福祉医療費助成条例